

災害時等要援護者の 補足調査を実施します

市では昨年、災害時に要援護者の生命や身体を保護することを目的として、支援を必要とする高齢者や障がいのある方等の実態調査を実施いたしました。本年も、前回の調査以降に新たに対象になられた方などにつきまして、民生委員のご協力をいただきながら調査を実施します。

対象となる方については、

- ① 調査の対象となる方
 - ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の方
 - ② 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方
 - ③ A・A1・A2の療育手帳をお持ちの方
 - ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ⑤ 特定疾患患者福祉手当を受

調査の趣旨をご理解いただいたうえで、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

調査の対象となる方

給されている方
調査の方法
高齢者世帯の方については地区担当の民生委員が直接伺います。そのほかの対象者の方については、調査用紙が郵送されます。

調査実施時期

10月中旬～11月中旬

問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(52) 11115
社会福祉課 ☎(52) 11112

事業主の皆さん、個人住民税は特別徴収で納めましょう

■個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし納入していただく制度で、下野市では3,903の事業所で取り組んでいます。

■事業主(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

特別徴収に関するQ&A

Q. 特別徴収はしなくてはいけないのですか？

A. 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法律(地方税法第321条の4及び市条例)により義務づけられています。

Q. 特別徴収をするメリットはあるのですか？

A. ①事業主(給与支払者)は、個人住民税の計算を市が行いますので、所得税のように事業主(給与支払者)が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

②従業員(納税義務者)は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納になったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収(年4回)に比べ1回あたりの納税額が少なく済みます。

■問い合わせ先 税務課 ☎40-5554

介護施設見学会を 実施します

日ごろ見る機会の少ない市内の介護保険施設を見学して、「介護」について考えてみませんか？

日時

11月12日(月)

午後1時30分～4時予定

見学施設(予定)

- ・特別養護老人ホームまほろばの里
- ・グループホームいしばし

集合場所

きらら館・国分寺庁舎・グリーンタウンコミュニティセンター・南河内庁舎(バスで巡回送迎します)

対象者

市内にお住まいの方ならどなたでも参加できます。

定員

20名

申し込み締切

10月25日(木)(定員になり次第締切)

申し込み・問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(52) 11115

栃木県立聾学校・ 学校公開

聾学校や聴覚障がい教育に対する理解を深めるとともに、適正就学の参考のため学校公開を実施します。

日程

11月20日(火)

午前9時45分～受付

午前10時～校長あいさつ、見学についての諸注意

午前10時15分～午後0時30分

学校概要説明、授業・施設設備等参観(自由参観)

※学校概要説明を希望されない方は、諸注意が終わりしだい自由参観可

場所

栃木県立聾学校
(宇都宮市若草2-3-48)

申し込み方法

11月9日(金)までに電話かFAXで直接聾学校に申し込みください。

申し込み・問い合わせ先

栃木県立聾学校
☎028(622)3910
FAX028(624)6887